

国税徴収法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務について、その限度額から除外される株式会社等の移転がされた財産の価額のその移転に係る株式会社等の取引の範囲を定めることとする。(第14条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)